

## 四国運輸局の沿革

### (1) 四国海運局の沿革

- 昭和19. 11. 1 運輸通信省の地方機関として四国四県を管轄する松山海運局を松山市に設置。  
徳島・高知・高松支局、宇和島・今治・新居浜・坂出・土庄出張所設置。
- 昭和20. 5. 19 運輸通信省を運輸省と改称
- 昭和20. 6. 1 官制改正により松山海運局は四国海運局と改称し高松市に移転、高松支局廃止、松山支局設置
- 昭和21. 2. 1 官制改正により四国海運局は高松海運監理部と改称し各支局は支部となる。土庄出張所廃止
- 昭和21. 6. 1 官制改正により税関業務を大蔵省に移管、今治出張所廃止
- 昭和22. 4. 1 官制改正により海港検疫業務を厚生省に動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管
- 昭和22. 11. 1 本部に三本松・志度・香西・直島・丸亀・多度津・詫間・観音寺・淵崎・池田・苗羽・福田・大部出張所、徳島支部に瀬戸・撫養・小松島・赤石・富岡・橘・日和佐・牟岐・宍喰出張所、松山支部に三島・西条・壬生川・今治・伯方・菊間・北条・郡中・長浜・八幡浜・御荘出張所、高知支部に室戸・奈半利・須崎・下田・清水・宿毛出張所設置
- 昭和23. 5. 1 官制改正により港則法、船舶職員法関係業務及び掃海船舶保管に関する業務を海上保安庁に移管
- 昭和23. 7. 14 官制改正により高松海運監理部は四国海運局と改称し各支部は支局となる
- 昭和23. 11. 25 松山支局に監理課、船舶課設置
- 昭和23. 12. 21 公共船員職業安定所令が公布され、高松公共船員職業安定所設置
- 昭和24. 1. 1 船舶安全法関係業務を海上保安庁に移管
- 昭和24. 6. 1 運輸省設置法施行により本局は総務課、会計課、運航部、船舶部、船員部の2課 3部体制となり、支局は海運局等組織規程の施行によって徳島、松山、高知のほか新たに新居浜に設置。松山支局新居浜出張所は昭和24. 5. 31限り廃止
- 昭和24. 6. 30 徳島支局瀬戸出張所廃止
- 昭和26. 4. 1 運輸省設置法の改正により本局に総務部を設置、4部体制となる。松山、高知に公共船員職業安定所設置
- 昭和27. 8. 1 船舶安全法関係業務、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管。高松、松山、高知各公共船員職業安定所は内部組織に編入し船員部、松山支局、高知支局各船員職業安定所となる  
前任船舶検査官、前任海技試験官制度施行  
本局の三本松・志度・香西・直島・丸亀・詫間・池田・福田・大部出張所、徳島支局の赤石・橘・日和佐・宍喰出張所、松山支局の菊間・北条・郡中・長浜出張所、新居浜支局の三島・西条・壬生川出張所、高知支局の奈半利・下田・宿毛出張所、昭和27. 7. 31限り廃止
- 昭和28. 5. 1 徳島支局に船員職業安定所設置
- 昭和29. 3. 23 苗羽出張所を内海出張所に改称

- 昭和29. 7. 3 徳島支局撫養出張所を徳島支局鳴門出張所に改称。高知支局宿毛出張所設置。高知支局清水出張所は昭和29. 7. 2限り廃止
- 昭和30. 3. 1 新居浜支局に船員職業安定所設置
- 昭和31. 1. 10 宇和島支局設置。本局多度津出張所、松山支局宇和島出張所、同御荘出張所を昭和31. 1. 9限り廃止。本局淵崎出張所は土庄出張所に改称
- 昭和32. 12. 31 徳島支局富岡出張所廃止
- 昭和34. 4. 1 宇和島支局に船員職業安定所設置
- 昭和39. 4. 1 船員部に船舶職員課設置
- 昭和39. 6. 1 先任船員労務官、主任船員労務官制度施行
- 昭和41. 5. 20 海難の調査、港則その他船舶航行の安全制度の調査関係業務を海上保安庁に移管
- 昭和44. 3. 31 本局土庄出張所、徳島支局牟岐出張所、松山支局伯方出張所、高知支局宿毛出張所廃止
- 昭和44. 9. 30 宇和島支局八幡浜出張所廃止
- 昭和45. 4. 17 徳島・高知支局に監理課、船員課設置。本局内海出張所、徳島支局鳴門出張所、高知支局須崎出張所は昭和45. 4. 16限り廃止
- 昭和45. 5. 20 陸運局所管の倉庫行政を当局へ移管。運輸省組織規程の改正により運航部港運課を運航部港運倉庫課に改称
- 昭和46. 3. 31 本局観音寺出張所、徳島支局小松島出張所、高知支局室戸出張所廃止
- 昭和46. 11. 10 旅行業法業務を管轄県に移管
- 昭和48. 4. 15 本局坂出出張所廃止
- 昭和49. 4. 11 運航監理官制度施行
- 昭和52. 10. 1 先任運航監理官制度施行
- 昭和53. 4. 1 徳島・宇和島・新居浜・高知支局の船員職業安定所を船員職業安定係に改称
- 昭和54. 9. 20 高松港湾合同庁舎新築により本局を高松市朝日新町 1 番30号に移転
- 昭和55. 4. 5 総務部に人事課設置
- 昭和57. 4. 6 船舶部登録測度課廃止。先任船舶測度官、船舶測度官制度施行
- 昭和58. 1. 1 今治支局設置。松山支局今治出張所は昭和57. 12. 31限り廃止
- 昭和59. 6. 30 四国海運局廃止

## (2) 高松陸運局の沿革

- 昭和22. 3. 25 鉄道局の地方官署として、香川、徳島、愛媛、高知の各県に各自動車事務所設置
- 昭和22. 5. 1 四国鉄道局に陸運部設置
- 昭和22. 10. 11 各自動車事務所に輸送課、整備課、燃料課設置
- 昭和23. 1. 1 道路運送法の施行により運輸省直轄の道路運送監理事務所（輸送課、整備課、燃料課）を各県に設置。うち香川県は特定道路運送監理事務所（総務課、監理課、輸送課、整備課、資材課、燃料課）の指定。自動車事務所は昭和22. 12. 31限り廃止
- 昭和23. 1. 20 香川県道路運送監理事務所に道路運送委員会設置
- 昭和24. 6. 1 運輸省設置法の施行により高松陸運局設置。総務課、会計課、鉄道部（業務課、技術

課)、自動車部(監理課、輸送課、小運送課)、整備部(資材課、整備課、燃料課)の2課3部体制となる。愛媛、高知の各道路運送監理事務所は、本省の地方支部局として設置。香川県道路運送監理事務所は昭和24. 5. 31限り廃止

陸運局に道路運送審議会設置。道路運送委員会は廃止

- 昭和24. 8. 1 徳島、愛媛、高知の道路運送監理事務所を陸運局分室に改称
- 昭和24. 11. 1 地方自治法等の一部改正により香川、徳島、愛媛、高知に県陸運事務所設置。徳島、愛媛、高知の各陸運局分室は昭和24. 10. 31限り廃止
- 昭和25. 2. 2 自動車部小運送課を通運課に改称
- 昭和25. 7. 1 鉄道部業務課を廃止して監理課を、自動車部監理課及び輸送課を廃止して旅客課及び貨物課を、整備部資材課を廃止して車両課を設置
- 昭和26. 4. 1 陸運局に総務部(総務課、会計課)設置、4部体制となる
- 昭和26. 7. 1 整備部燃料課を廃止して登録機材課設置
- 昭和27. 9. 1 整備部登録機材課を登録資材課に改称
- 昭和28. 10. 1 道路運送法の一部改正により自動車運送協議会設置。道路運送審議会は廃止
- 昭和37. 4. 1 総務部に人事課設置
- 昭和44. 4. 1 総務部に企画課設置
- 昭和45. 5. 20 運輸省設置法の一部改正により高松地方陸上交通審議会設置。  
自動車運送協議会は廃止
- 昭和48. 4. 17 高松第2地方合同庁舎新築により本局を高松市松島町1丁目17-33に移転
- 昭和59. 6. 30 高松陸運局廃止

### (3) 四国運輸局の沿革

- 昭和59. 7. 1 運輸省設置法等の一部改正により四国海運局、高松陸運局を統合し四国運輸局設置。次長、総務調整官、企画部(地域交通企画課、貨物流通企画課、地域整備課)設置。総務部、企画部、運航部、船舶部、船員部、鉄道部、自動車部、整備部の8部体制となる  
四国地方交通審議会設置。高松地方陸上交通審議会は廃止  
本局は、松島町庁舎(高松第2地方合同庁舎、旧高松陸運局)と朝日町庁舎(高松港湾合同庁舎、旧四国海運局)の2庁舎で発足。支局は、海運支局に改称
- 昭和60. 4. 1 道路運送法等の一部改正により運輸省直轄の陸運支局を各県に設置。陸運事務所は昭和60. 3. 31限り廃止
- 昭和61. 10. 1 運輸省組織規程の一部改正により運航部に本州四国連絡橋対策調整官設置
- 昭和62. 5. 21 運輸省組織規程の一部改正により鉄道部に調整官及び運転保安課設置
- 昭和63. 4. 8 運輸省組織規程の一部改正により企画部地域整備課を地域整備観光課に改称
- 平成2. 12. 1 運輸省組織規程の一部改正により自動車部通運課を貨物運送取扱事業課に改称
- 平成7. 4. 1 地方運輸局陸運支局等組織規程の一部改正により愛媛陸運支局に車両課を設置
- 平成8. 5. 11 運輸省組織規程の一部改正により企画部地域整備観光課を廃止して地域整備課及び観光

課を設置

- 平成 9. 4. 4 運輸省組織規程及び地方運輸局等海運支局組織規程改正により先任外国船舶監督官を設置  
運輸省組織規程の一部改正により船員部労働基準課を船員部労働基準・安全衛生課に改称  
地方運輸局陸運支局等組織規程の一部改正により香川・徳島・愛媛・高知陸運支局の登録課を先任自動車登録官に改称又愛媛陸運支局車両課を先任自動車検査官に改称
- 平成11. 4. 1 運輸省組織規程の一部改正により整備部に保安・環境課を設置
- 平成12. 4. 1 運輸省組織規程の一部改正により運航部の本州四国連絡橋対策調整官を旅客船事業適正化対策官に改称
- 平成13. 1. 6 国家行政組織法等の一部改正により運輸省、建設省、北海道開発庁及び国土庁を統合して国土交通省を設置
- 平成14. 7. 1 国土交通省組織令の一部改正により、「企画部、運航部、船舶部、船員部、鉄道部、自動車部、整備部」を「企画振興部、交通環境部、鉄道部、自動車交通部、自動車技術安全部、海事振興部、海上安全環境部」に改め、総務部を加えた 8部体制となる  
支局は陸運支局と海運支局を統合し運輸支局となる  
今治海運支局及び宇和島海運支局は、それぞれ愛媛運輸支局の海事事務所となる。新居浜海運支局は平成14. 6. 30限り廃止
- 平成15. 6. 30 愛媛運輸支局の海岸通庁舎を本庁舎と統合。
- 平成17. 4. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により海上安全環境部に、海事保安・事故保障対策調整官を設置、運航監理官と船員労務官を統合し運航労務監理官を設置
- 平成18. 7. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により、総務部に「安全防災・危機管理調整官」を設置、企画振興部を企画観光部に改称、国際観光課を新設等の企画部門の組織改正、海上安全環境部の先任制を首席制に改正、海事技術専門官（船舶検査官と船舶測度官）の設置、運輸支局等にスタッフ制（「運輸企画専門官」、「陸運技術専門官」「海事技術専門官」）を導入
- 平成19. 4. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により鉄道部に、鉄道安全監査官を設置
- 平成20. 10. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により海上安全環境部の海事保安・事故保障対策調整官を海事保安・事故対策調整官に変更
- 平成21. 4. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により海事振興部に離島航路活性化調整官を設置
- 平成25. 5. 16 地方運輸局組織規則の一部改正により自動車交通部に次長を設置
- 平成27. 7. 1 国土交通省組織令の一部改正により「企画観光部、交通環境部」を「交通政策部、観光部」に改め、地方運輸局組織規則の一部を改正し、交通政策部に計画調整官、交通企画課、環境・物流課、消費者行政・情報課を設置し、観光部に次長、観光企画課、国際観光課を設置
- 平成27. 11. 24 今治海事事務所を今治市東門町4-3-16（旧今治市立城東小学校）に移転
- 平成29. 4. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により、観光部に観光地域振興課を設置、海事振興部の

旅客課と貨物・港運課を統合し海運・港運課を設置

平成29. 11. 27 松島町庁舎及び朝日町庁舎に所在する四国運輸局の全ての組織を高松サポート合同庁舎に移転し、本局庁舎を統合

令和 1. 7. 1 国土交通省組織令の一部改正により四国運輸局次長を廃止

令和 3. 4. 1 地方運輸局組織規則の一部改正により、総務部に安全防災・危機管理課を設置、交通政策部消費者行政・情報課をバリアフリー推進課に改称、鉄道部技術課を技術・防災課に改称